

鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県文化芸術活動支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内に活動の本拠を置く芸術家・文化活動者及び文化芸術団体等(以下「芸術家等」という。)が自ら行う創造的な作品展示・舞台公演等の文化芸術イベント及び顕彰活動(以下「文化芸術活動」という。)を支援し、高いレベルの鑑賞機会を広く県民に提供するとともに、本県の文化の創造及び継承並びに文化芸術活動を通じた情報発信につなげることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の(1)から(4)に掲げるいずれかの事業(以下「補助事業」という。)を行う別表1、別表2、別表3又は別表4の第2項に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 優れた文化芸術活動支援事業

(2) とっとり文化の先人顕彰事業

(3) 周年支援事業(定例的に行われる文化芸術活動のうち、第5回又は第10回といった節目に該当する年に行われる例年に比べ比較的規模の大きな事業をいう。)

(4) 映像作品活用支援事業

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1、別表2、別表3又は別表4の第3項に掲げる経費(以下、「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、別表1、別表2、別表3又は別表4の第4項に定める率(以下、「補助率」という。)を乗じて得た額(別表1、別表2、別表3又は別表4の第4項に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てた額とする。)以下とする。

3 前2項の規定に関わらず、国及び本補助金以外の規則に基づく県の補助金(「文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金」を除く。)又は交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については本補助金は交付しないものとする。

4 寄付行為を目的とした事業または宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業については本補助金は交付しないものとする。

5 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。)への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、文化政策課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、第3条第1項各号に掲げる事業区分に応じて、様式第1号又は様式第1号の2及び様式第2号又は様式第2号の2によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(審査)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の事業に係る審査は、鳥取県補助金等審査会(文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員会)(以下「選定委員会」という。)において行う。

- 2 選定委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定により設置するものとする。
- 3 審査方法については、選定委員会が別に定めるものとする。

（交付決定の時期等）

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、第4条第1項により定めた日から20日以内に行うものとする。
- ただし第3条第1項第1号及び第2号の事業に係る交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、選定委員会を開催した日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定の通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、第4条第3項による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1、別表2、別表3又は別表4の第5項に定める変更以外の変更とする。
- 2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から20日以内に行うものとする。

（実績報告の時期等）

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第3条第1項各号に掲げる事業区分に応じて、様式第1号又は様式第1号の2及び様式第2号又は様式第2号の2によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

- 第9条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月10日から施行することとし、平成19年度事業から適用する。
- 2 鳥取県文化芸術活動支援交付金交付要綱（平成18年5月12日付第200600010014号鳥取県文化観光局長通知）及び国民文化祭等参加推進事業補助金交付要綱（平成18年7月21日付第200600044276号鳥取県文化観光局長通知）は、平成19年3月31日をもって廃止する。ただし、平成18年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年8月31日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行し、平成20年度事業から適用する。ただし、平成19年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成20年1月25日から施行し、平成20年度事業から適用する。ただし、平成19年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成21年3月25日から施行し、平成21年度事業から適用する。ただし、平成20年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成22年3月30日から施行し、平成22年度事業から適用する。ただし、平成21年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成23年2月4日から施行。ただし、平成22年度中に交付決定を受けている事業にも適用する。

附 則

この改正は、平成23年3月23日から施行し、平成23年度事業から適用する。ただし、平成22年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成24年3月30日から施行し、平成24年度事業から適用する。ただし、平成23年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度事業から適用する。ただし、平成24年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年6月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。ただし、平成29年6月1日までに事業認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成31年2月7日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月22日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年7月5日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和2年3月10日から施行し、令和2年度事業から適用する。また、とっどりの文化芸術探訪事業補助金交付要綱（平成19年3月27日付第200600186234号鳥取県文化観光局長通知）は令和2年3月31日限りで廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、事業を中止又は延期した場合の取り扱いについては、別途、文化政策課長が定めることとする。

附 則

この改正は、令和3年3月9日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行し、令和4年度事業から適用する。ただし、別表8第4項のただし書きについては、令和4年度限りの適用とする。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行し、令和6年度事業から適用する。

(第3条関係)

別表1 ((1) 優れた文化芸術活動支援事業関係)

1 補助事業の内容	<p>県内外（国内に限る）で芸術家等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演等イベント及びこれに付随して行われるワークショップ等。ただし、次のアからエまでの全ての要件を満たす文化芸術活動とする。</p> <p>ア 定例的に実施される活動でないこと。</p> <p>イ 事業の波及効果が単独市町村に限定される活動の場合は、当該市町村から助成が行われる活動であること。</p> <p>ウ プロ（文化芸術活動を生業としている個人及び団体）を客演として招へいするものではないこと（プロとの共演又は共催が、より創造的な活動となることに顕著に寄与していると認められる場合は除く。）。</p> <p>エ 補助対象経費の10パーセント以上を入場料で確保できるものであること（ただし、交付決定の後、不測の事態の発生など特別の事情があると文化政策課長が認めた場合はこの限りではない。）（舞台公演の場合）。</p>
2 補助対象者	<p>次のアからウまでの全ての要件を備える芸術家等（ただし市町村、市町村文化団体、文化事業の企画又は運営のみを目的とする団体及び本補助金における第3条第1項第1号の事業において、過去2年度において交付決定を受けて事業を実施した芸術家等は除く。）</p> <p>ア 鳥取県内に活動の本拠を置く芸術家又は文化芸術団体であること。</p> <p>イ 代表者及び所在地が明らかであること。</p> <p>ウ 会計経理が明確なこと。</p>
3 補助対象経費	<p>会場使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、印刷費、広告宣伝費及び輸送料（会場が県外の場合に限り、交通費及び宿泊費を対象とする。）。ただし、実施団体又は共催団体の構成員以外への支出と認められる経費に限る。なお、交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとし、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行わない。</p>
4 補助率	<p>事業の波及効果が複数の市町村に及ぶ活動（活動範囲が複数の市町村に及ぶ活動又は鑑賞者が複数の市町村に及ぶ活動をいう。）については、1/2とし、事業の波及効果が単独市町村に限定される活動については、補助対象経費の1/4の額又は当該市町村からの助成額のいずれか低い額を当該補助金の限度額とする（上限額300千円。ただし、第5条第1項に定める選定委員会において本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与することが認められると判断されたものについては、上限額を1,000千円とする。）。</p>
5 重要な変更	<p>ア 事業主体の変更</p> <p>イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

別表2 ((2) とっとり文化の先人顕彰事業関係)

1 補助事業の内容	<p>① 顕彰事業立ち上げ支援事業</p> <p>全国的に大きな業績を残すなど、全国的に顕彰をおこなうべき者でありながら、地元ではあまり知られていない本県ゆかりの文化芸術分野の先人（物故者に限る。）について、その魅力や業績を再発掘し、地域の文化資源として活用するためのシンポジウム・展示会等の開催、発行物等の作成、資料整理等の事業で、当該活動開始から通算3回目までの活動であるもの。</p> <p>②全国発信事業</p> <p>全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人（物故者に限る。）について、その魅力や業績を広く発信するためのシンポジウム・展示会の開催等の事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの。</p>
-----------	---

2 補助対象者	次のアからウまでの全ての要件を備える個人又は団体（以下、「団体等」という。ただし市町村、市町村文化団体及び文化事業の企画又は運営のみを目的とする団体は除く。） ア 鳥取県内に活動の本拠を置く団体等であること。 イ 代表者及び所在地が明らかであること。 ウ 会計経理が明確なこと。
3 補助対象経費	会場使用料、講師等謝金、旅費、印刷費、消耗品費、役務費及び通信運搬費等の経費の額から補助事業に伴う民間助成金及び入場料収入の額を控除した額。ただし、実施団体又は共催団体の構成員以外への支出と認められる経費に限る。なお、交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。
4 補助率	①顕彰事業立ち上げ支援事業 1/2（上限額300千円。ただし、複数の対象者を顕彰する事業にあつては500千円） ②全国発信事業 1/2（上限額500千円）
5 重要な変更	ア 事業主体の変更 イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

別表3（（3）周年支援事業関係）

1 補助事業の内容	県内で芸術家等が自ら創造し、実施する定例化した作品展示・舞台公演及びこれに付随して行われるワークショップ等に係る周年事業。ただし、次のアからウまでの全ての要件を満たす文化芸術活動とする。 ア 事業の波及効果が単独市町村に限定される活動の場合は、当該市町村から助成が行われる活動であること。 イ プロ（文化芸術活動を生業としている個人及び団体）を客演として招へいするものではないこと（プロとの共演又は共催が、より創造的な活動となることに顕著に寄与していると認められる場合は除く。）。 ウ 補助対象経費の10パーセント以上を入場料で確保できるものであること（ただし、交付決定の後、不測の事態の発生など特別の事情があると文化政策課長が認めた場合はこの限りではない。）（舞台公演の場合）。
2 補助対象者	次のアからウまでの全ての要件を備える芸術家等（ただし市町村、市町村文化団体及び文化事業の企画又は運営のみを目的とする団体は除く。） ア 鳥取県内に活動の本拠を置く芸術家又は文化芸術団体であること。 イ 代表者及び所在地が明らかであること。 ウ 会計経理が明確なこと。
3 補助対象経費	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、印刷費、広告宣伝費及び輸送料。ただし、実施団体又は共催団体の構成員以外への支出と認められる経費に限る。なお、交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとし、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行わない。
4 補助率	事業の波及効果が複数の市町村に及ぶ活動（活動範囲が複数の市町村に及ぶ活動又は鑑賞者が複数の市町村に及ぶ活動をいう。）については、1/2とし、事業の波及効果が単独市町村に限定される活動については、補助対象経費の1/4の額又は当該市町村からの助成額のいずれか低い額を当該補助金の限度額とする（上限額100千円）。
5 重要な変更	ア 事業主体の変更 イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

別表4 ((4) 映像作品活用支援事業関係)

1 補助事業の内容	<p>県内で実施する映画・アニメーション等映像作品を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等。ただし、次のアからウまでの全ての要件を満たす活動とする。</p> <p>ア 当該活動開始から通算3回目までの活動であること。</p> <p>イ 映像作品の内容が、県内の事柄又は県内出身人物をテーマにしたものである、又は県内出身者が制作に関わった作品である等、本県ゆかりの映像作品であること。</p> <p>ウ 事業の波及効果が単独市町村に限定される活動の場合は、当該市町村から助成が行われる活動であること。</p>
2 補助対象者	<p>次のアからウまでの全ての要件を備える文化芸術団体（ただし市町村、市町村文化団体及び営利を目的に活動する団体は除く。）</p> <p>ア 鳥取県内に活動の本拠を置く文化芸術団体であること。</p> <p>イ 代表者及び所在地が明らかであること。</p> <p>ウ 会計経理が明確なこと。</p>
3 補助対象経費	<p>映画のリース料、会場使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、印刷費、広告宣伝費及び輸送料。ただし、実施団体又は共催団体の構成員以外への支出と認められる経費に限る。なお、交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとし、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行わない。</p>
4 補助率	<p>事業の波及効果が複数の市町村に及ぶ活動（活動範囲が複数市町村に及ぶ活動又は鑑賞者が複数市町村に及ぶ活動をいう。）については、1/2とし、事業の波及効果が単独市町村に限定される活動については、補助対象経費の1/4の額又は当該市町村からの助成額のいずれか低い額を当該補助金の限度額とする。（上限額100千円）</p>
5 重要な変更	<p>ア 事業主体の変更</p> <p>イ 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

様式第1号（第4条及び第8条関係：優れた文化芸術活動支援事業、周年支援事業及び映像作品活用支援事業に係るもの）

年度鳥取県文化芸術活動支援補助金補助事業実施計画（報告）書

1. 事業区分	(該当する区分に☑をしてください。) ☐ 優れた文化芸術活動支援事業 ☐ 周年支援事業 ☐ 映像作品活用支援事業				
2. 事業の名称					
3. 事業の目的					
4. 開催期間					
5. 開催場所	(会場名・ホール名) (所在地)				
6. 事業概要	(事業の内容、特に特徴及び見どころについて記載)				
7. 独自性及び創造性	(事業にかかる文化芸術活動の独自性及び創造性について記載)				
8. 発展性	(事業の実施により掘り起こしが期待される鑑賞者及び支援者や当該文化芸術活動の事業実施後の発展の見込について記載)				
9. 発信性	(事業の発信方法・対象について記載)				
10. 実施体制	☐ 交付要綱別表（1・3・4）第2欄に定める基準に抵触していません。				
11. 事業の波及効果 (該当する項目に○を付け、その理由を具体的に記載してください。)	活動範囲が複数市町村に及ぶ活動（注3）		(理由を具体的に記載)		
	鑑賞者が複数市町村に及ぶ活動（注3）				
	波及効果が単独市町村に限定される活動（注4）				
12. 広報	自ら行うもの（注5）				
	他で取り上げてもらうもの				
13. 入場料の徴収	有 ・ 無 (料金設定)				
14. 販売予定（実績） (注6)	有 ・ 無				
15. 入場（予定）者数	有料	人	参加予定者数 (出品点数)	会員	人（点）
	無料	人		会員外	人（点）
	計	人		計	人（点）
16. 事業効果 (実績報告時記載)	鑑賞者の声（注7）				
	成果及び課題（注8）				
17. 共催					
18. 後援					
19. 協賛等					

様式第1号の2 (第4条及び第8条関係：とっとり文化の先人顕彰事業に係るもの)

年度鳥取県文化芸術活動支援補助金補助事業実施計画(報告)書

1. 事業区分	(該当する区分に☑をしてください。) ☐顕彰事業立ち上げ支援事業 ☐全国発信事業	
2. 事業の名称		
3. 事業の目的		
4. 実施時期		
5. 実施場所	(会場名・ホール名) (所在地)	
6. 事業内容		
7. 実施体制	☐ 交付要綱別表2第2欄に定める基準に抵触していません。	
8. 広報	自ら行うもの (注3)	
	他で取り上げてもらうもの	
9. 事業により見込まれる全国的な波及効果	※全国発信事業のみ記載	
10. 参加(予定)者数	人	
11. 事業効果 (実績報告時記載)	参加者の声 (注4)	
	成果及び課題(注5)	
12. 共催		
13. 後援		
14. 協賛等		
15. 他の補助金の活用の有無	〔有・無〕(名称:) ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。	

16. 消費税の取り扱い	[一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者]
--------------	--

(注1) 申請時には、別紙様式（申請者活動状況調・顕彰対象者調書）を添付すること。

(注2) 申請時には、過去に実施した同種事業（直近3回）の事業内容及び収支決算の状況がわかる資料を添付すること。

(注3) 自らが行う広報については、本補助金を財源として実施していることを明記すること。

(注4) 当日、アンケート等で参加者の声を聴き、実績報告時に記載すること。

(注5) 成果及び課題の欄には、事業を振り返り、今後の活動に反映すべきこと等を具体的に記載すること。（事業実績を鳥取県のホームページ上で公開する予定。）

(注6) 実績報告には、実施状況を示す写真、ポスター、チラシ、プログラム、広告掲載の写し、新聞記事等を添付すること。

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

様式第2号（第4条及び第8条関係：優れた文化芸術活動支援事業、周年支援事業及び映像作品活用支援事業に係るもの）

年度鳥取県文化芸術活動支援補助金・収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
本補助金				
入場料				
企業協賛				
民間助成金				
自己資金				
市町村補助金				
計				

（注1）舞台公演については、入場料収入が補助対象経費に占める割合を、入場料の備考欄に明記すること。

（注2）市町村補助金の額の確認は、当該市町村助成額（確定額）がわかる書類により行う。

2 支出

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
補助 対象 経 費	会場使用料			
	付帯設備費			
	会場設営費			
	印刷費			
	広告宣伝費			
	輸送料			
	（交通費）			
	（宿泊費）			
	小 計			
補助 対象 外 経 費				
	小 計			
合 計				

（注1）対象事業の全体が明らかになるよう、備考欄にその内訳を記入するとともに、補助対象外経費についても記入すること。なお、決算書の補助対象経費については、内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

（注2）会場使用料は、前日通し稽古・リハーサル、公演当日分及び報告会（県外で活動を行い、県内で報告会を開催する場合）に要する経費のみ補助対象経費とする。

（注3）付帯設備費は、会場となった施設の備品使用料のみ補助対象経費とする。

（注4）印刷費は、プログラム、図録、ポスター、チラシ、入場券及び台本等の印刷に要する経費（チラシ等の発送料も含める。）を補助対象経費とする。

（注5）広告宣伝費は、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオ等放送、ダイレクトメール（発送料も含める。）、看板製作等による事業周知に要する経費（新聞折込は除く。）及び動画配信等に要する経費（県外で活動を行い、主に県内に向けて活動状況を周知する場合）を補助対象経費とする。

(注6) 輸送料は、輸送に係る損害保険料を含めた経費を補助対象経費とする。

(注7) 交通費及び宿泊費は、県外での活動のみ補助対象とする。なお宿泊費は、補助対象上限額を9,800円／泊とする。

年度鳥取県文化芸術活動支援補助金・収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
本補助金				
入場料				
企業協賛				
民間助成金				
自己資金				
市町村補助金				
計				

(注) 市町村補助金の額の確認は、当該市町村助成額（確定額）がわかる書類により行う。

2 支出

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
補助 対象 経 費	会場使用料			
	講師等謝金			
	交通費			
	印刷費			
	消耗品費			
	役務費			
	通信運搬費			
	小 計			
補助 対象 外 経 費				
	小 計			
合 計				

(注1) 対象事業の全体が明らかになるよう、備考欄にその内訳を記入するとともに、補助対象外経費についても記入すること。なお、決算書の補助対象経費については、内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

(注2) 会場使用料は、リハーサル及び当日分のみ補助対象経費とする。

(注3) 印刷費は、プログラム、ポスター、チラシ及び入場券等の印刷に要する経費（チラシ等の発送料も含める。）を補助対象経費とする。

(注4) 広告宣伝費は、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオ等放送、ダイレクトメール（発送料も含める。）及び看板製作等による事業周知に要する経費（新聞折込は除く。）を補助対象経費とする。

(注6) 輸送料は、輸送に係る損害保険料を含めた経費を補助対象経費とする。

(注7) 宿泊費は補助対象上限額を9,800円/泊とする。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

年度鳥取県文化芸術活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県文化芸術活動支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、実績額について鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱（平成19年1月10日付第200600137867号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第7条第3項の規定を適用して得た額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

5 交付決定後に作成・配布する広報物等(ポスター、チラシ、会場看板等)には「鳥取県文化芸術活動支援補助金助成事業」と記載するものとする。

鳥取県知事 氏名 様

申請者 住所
氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県文化芸術活動支援補助金事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあつた鳥取県文化芸術活動支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙(第8条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1)補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 上対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2)課税売上割合 〇〇%

(3)補助金に係る仕入控除税額の計算方法

(別紙様式) (様式第1号に係るもの)

申請者活動状況調

(ふりがな) 申請者名		代表者 職・氏名	
所在地	〒 電話番号 ファクシミリ番号		
申請者の性格	①個人 ②任意団体 (常設組織・臨時組織) ③法人 ④その他 ()	設立年月日 (活動開始年月)	年 月 日 (年 月)
団 体 用	設立目的		
	組織状況	会員数 人/事務局スタッフ 人 役員の構成	
活動内容			
主な活動実績 (過去2年間程度)			
過去の助成実績 ※該当するものに○をつけてください。		平成17年度鳥取県文化芸術活動活性化事業補助金	
		平成18年度鳥取県文化芸術活動支援交付金	
		年度鳥取県文化芸術活動支援補助金	
		年度鳥取県文化芸術活動支援補助金	
		年度鳥取県文化芸術活動支援補助金	

(注) 規約、役員名簿を作成している団体は添付すること。

(別紙様式) (様式第1号の2に係るもの)

顕彰対象者調書

ふりがな 対象者氏名		生没年	年～ 年
略 歴			
主な業績			
地域との 関係			
地元での 顕彰状況 及び今後の 顕彰予定			
地元関係者 及び資料の 状況等			